

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東松山市長 森田 光一

市町村名 (市町村コード)	東松山市 (11212)
地域名 (地域内農業集落名)	野田地区 (野田一、野田二、野田三、野田、畑中)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月26日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・70歳以上の農業者の耕作する農地面積が約36%となっている。
・水田は大手農家への集積が進んでおり、未集積の部分についても精力的な農家によってそのほとんどが耕作されている。
・畑は基本的に地権者が新規就農者により適正に管理・耕作されているが、一部集団で遊休化しているところがある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・農地は大事な資産であるため、農業者はできるだけ現状維持に努め、必要に応じて地域内の中心的な担い手等へ農地の集積を図る。
・集団で遊休化している畑については、解消に向けて担い手を中心とした話し合いをすることも検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	61.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	57.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興区域を基本の区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業者はできるだけ現状維持に努め、必要に応じて地域内の中心的な担い手等へ農地の集積を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用し、農業者の経営状況に応じて段階的に集約を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業者等のニーズを踏まえ、ほ場整備に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
区域内外から多様な経営体を確保するため、市・農業委員会・JAなどの関係機関と連携して相談体制を確立する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用できる農業支援サービスがある場合は活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--

